

令和7年度入学料免除及び徴収猶予の申請について

入学料免除及び徴収猶予を希望する場合は、以下の事項を熟読のうえ申請してください。

なお、本申請をする場合は、入学料を納付しないでください。

1. 入学料免除の選考対象となる者。徴収猶予との併願が可能。

- (1) 経済的理由によって納付が困難であり、かつ、学業優秀と認められる者
- (2) その他、特別な事情があり、免除の申請時に著しく経済的に困難をきたしている者

2. 入学料徴収猶予の選考対象となる者

- (1) 経済的理由によって納付期限までに納付が困難であり、かつ、学業優秀と認められる者
- (2) 入学前1年以内において、学資負担者が死亡し、又は入学する者若しくは学資負担者が風水害等の災害を受け、納付期限までに納付が困難であると認められる者
- (3) 学資負担者の失職等やむを得ない事情があり納付期限までに納付が困難であると認められる者

3. 申請書類

申請に必要な書類は次のとおりです。申請者本人又は家族数に含める者が該当するものすべてを提出してください。

留学生の場合は、下記の(1)(2)(3)(9)を提出してください（その他必要な書類がある場合には該当者に後日連絡します。）。

- (1) 入学料免除等申請書【p.3～5 参照】
- (2) 入学料免除等申請者票（大学院用）
- (3) 市区町村長等の発行する所得に関する証明書（最新のもの）【p.6 参照】
- (4) 給与所得者については、令和6年分の源泉徴収票（写）【p.7 参照】
- (5) 事業所得者等については、令和6年分の所得税の確定申告書等（写）【p.7 参照】
- (6) 年金受給者については、年金振込通知書(写)又は年金額改定通知書(写)等（最新のもの）【p.7 参照】
- (7) 高等学校以上に在学している兄弟姉妹等については、学生証(写)等在学を証明できるもの【p.9 参照】
- (8) 年収見込証明書（該当者）【p.7 参照】
- (9) 収支状況申告書（独立生計者に該当する者及び留学生全員）【様式1】
- (10) その他の証明書（該当者）【p.7～9 参照】
 - ア) 主たる家計支持者の死亡・失職等に関する証明書
 - イ) 風水害等の災害に関する証明書
 - ウ) 家族の病気に関する証明書（診断書、長期療養者（6か月以上）については診断書、治療費及び療養費の自己負担額明細表を提出し、支払額を証明できるものを添付すること。）
 - エ) 臨時的な所得（退職金、退職一時金、保険金、資産の譲渡による所得及び山林所得など）がある者（令和6年10月から令和7年9月の期間）は、当該所得に関する証明書（写）
 - オ) 「所得等に関する証明書類について」を参照し、該当する証明書
- (11) その他選考にあたって必要であると本学が指示したもの（該当者には、後日改めて指示します）。

4. 申請期限及び申請方法

申請書類は入学手続時に、他の手続書類とともに提出してください。

注) 申請書以外の所得等（含臨時所得）に関する証明書が申請期限までに間に合わない場合、その書類のみは令和7年10月3日（金）17：00（厳守）までに学生部学生生活課（経済支援）へ必着のこと。
その場合、申請書の該当欄は空白のまま提出してください。
また、送付する書類の右上には、受験番号、入学研究群名、氏名を明記してください。

5. 免除における収入限度額について

免除の対象となる「収入限度額」の例について、ホームページに掲載しています。

<http://www.tsukuba.ac.jp/campuslife/matriculationexemption.html>

6. 免除の額

納付すべき入学料の全額又は一部

7. 徴収猶予の期間

徴収猶予が許可された場合、令和8年2月27日（金）まで入学料の徴収が猶予されます。

8. 結果発表（決定告知）の時期

令和8年1月以降を予定

9. 独立生計者として認定を希望する者（大学が認定する）

独立生計者と認定できる者は、次の（1）又は（2）に該当する者です。

（1）令和7年5月現在において次に該当し、状況が継続している者

本人又は配偶者に恒常的収入（奨学金（貸与も含む）、アルバイト収入及び退職金等の預貯金による生活者を含む）があるもので、父母等と住居を別にし、父母等から経済的支援を受けていない者（所得税法上の父母等の扶養親族になっておらず、国民健康保険に本人又は配偶者が世帯主として加入又は社会保険に本人又は配偶者が被保険者として加入していることが必須）

（2）本人又は配偶者が日本学術振興会の特別研究員又は博士後期課程相当に在籍する NIMS ジュニア研究員である者。

10. その他

免除又は徴収猶予の許可・不許可が判明するまでの間は、入学料を納付する必要はありません。

なお、免除及び徴収猶予が不許可とされた申請者は、その決定を大学 WEB 掲示板において告知しますが、告知された日から起算して、30 日以内に入学料を納付しなければ除籍となりますので注意してください。（免除と徴収猶予を希望する場合は、申請区分の「免除及び徴収猶予」を選択してください。[p.5 参照]）

※ 入学料免除等申請上の注意

1 申請者が、免除又は徴収猶予の許可・不許可が判明する前に入学料を納付した場合は、申請を取り消したものとみなします。

2 必要事項の記入漏れ、添付書類の不足等は、「書類不備による不許可」とします。不許可となった場合は、速やかに入学料を納付してください。

例年、記入要領及び所得等に関する証明書類等をよく読まないために不備書類者となるものが多数います。不明な点がある場合には必ず事前に確認するようにしてください。

3 その他、不明な点等は下記まで問い合わせてください。

●免除等の決定告知等については全て掲示にて周知しますので、入学後は大学 WEB 掲示板を確認するようにしてください。

●提出された申請書及び各種証明書類等により取得した個人情報については、入学料免除等の選考業務以外には使用いたしません。

問い合わせ先 〒305-8577

茨城県つくば市天王台 1-1-1

筑波大学学生部学生生活課（経済支援）

TEL 029（853）5959

入学料免除等申請書記入要領

1. 記 入 方 法 等

- (1) 日本語版、英語版のどちらか一方に記入してください。
- (2) 申請書は、選考上の大切な資料ですから、この記入要領に基づき必ず申請者本人が記入してください。内容が故意に事実と相違して記入してある場合には、判定後においても免除等を取り消しますので、正確に記入するよう十分に注意してください。
- (3) 記入内容は、特別なことわりのない限り、申請時現在のものを記入してください。
- (4) ※印欄は、該当する箇所を○で囲んでください。
- (5) ◆印欄は、記入しないでください。
- (6) 申請書はペンかボールペン（黒又は青。鉛筆や消せるペンは不可。）で間違いのないようにもれなく記入してください。
- (7) 生計を一緒にする者の収入により「家計の判定」を行います。

2. 記 入 要 領

① 申請区分 欄

- (1) 【免除及び徴収猶予】は入学料免除を希望し、不許可又は一部免除の許可となった場合に徴収猶予を希望する者です。
 - (2) 【免除】は入学料免除のみを希望する者です。
 - (3) 【徴収猶予のみ】は入学料徴収猶予のみを希望する者です。
- ※(1)と(2)の選択において、「免除」の選考における差異はありません。

② 氏名 欄

外国人留学生は必ず漢字又はカタカナで記入してください。

③ 受験番号 欄

入学試験時の受験番号を記入してください。

⑤ 入学課程及び年次 欄

入学予定の学院について1～4のうち該当する番号に○をつけてください。

⑥ 学術院 欄

入学予定の学術院、研究群/専攻を記入してください。

⑦ 最終出身大学又は大学院 欄

申請者の出願資格となっている大学又は大学院について記入してください。修士課程修了後に新たに別の修士課程（相当を含む。）に入学する場合には、卒業した学部（学群）について記入してください。

⑩ 家族及び所得 欄

- (1) 「家族」には、同居・別居を問わず申請者と生計を一緒にする者全員（就学者は⑩就学者欄へ）を記入してください。
*申請者の親と別居している独立した兄弟姉妹や祖父母等は別生計であれば記入しない。両親は死別や戸籍上の生別を除き必ず含めること。
- (2) 「職業」は、商業などとせず、食料品小売商、洋服仕立業、国家公務員、小学校教諭、会社員などの具体名で記入してください。
- (3) 金額は、百円の位を四捨五入し、千円単位で記入してください。
- (4) 「給与収入」は令和6年1月～令和6年12月までの税込収入金額（源泉徴収票の場合、支払金額）を記入してください。
- (5) 「給与収入以外の所得（臨時所得を除く。）」は、令和6年1月～令和6年12月までの収入金額から、必要経費を差し引いたものを、所得金額として記入してください。

- (6) 「臨時所得」については、令和6年10月～令和7年9月に得た収入金額から公租公課等を控除した所得金額を記入してください。書類提出後に「臨時所得」があった場合は、令和7年10月3日（金）（厳守）までに学生部学生生活課（経済支援）へ提出してください。【p.1 参照】
- (7) 令和7年の途中で就職・転職（開業・転業等を含む。）した場合には、申請時現在の月収（最近3か月の平均月額）で推定年収を算出し記入してください。（推定年収＝給与所得者は月収（通勤手当等非課税分を除く）×12）
令和6年に中途就職した方は、源泉徴収票÷月数（就業期間）×12か月が推定年収となります。
- (8) 所得者の死亡・退職等の理由により、令和6年の途中で収入状況が変わった時には、出願時現在の収入状況を記入してください。
- (9) 独立生計者として認定を希望する者のアルバイト収入状況については、下記のとりの金額を収入金額欄に記入してください。
ア. 前年一年間アルバイトを続け、現在も継続しているものは、前年の金額
イ. 前年の途中からアルバイトを始め、同じアルバイトを現在も継続している者又は今年からアルバイトを始めた者は今年一年間の収入予定額（月額×12）
なお、収入金額については、提出するアルバイト先の証明書に基づいて記入してください。

⑪ 就学者 欄

- (1) 申請者本人については、令和7年10月入学予定（学校区分、通学区分）で記入してください。本人以外の（留学生は日本在住の）同生計家族は、申請時現在（令和7年7月）の在学状況を記入してください。
- (2) 就学者とは、小学校、中学校、高校、高専、大学（大学院、専攻科、別科を含むが、研究生、科目等履修生、聴講生は含まない。）、各特別支援学校、専修学校（高等課程・専門課程）に在学する者です。
- (3) ※印欄はいずれかを○で囲んでください。
- (4) 兄弟姉妹等の令和6年度授業料免除申請結果（日本の国立学校在学者のみ記入）欄は、兄弟姉妹等（本人・小・中学生は除く。）が国立学校に在学している者の授業料免除状況の該当する箇所を○で囲んでください。
- (5) 予備校、各種学校、専修学校（一般課程）等に在学する者及び自宅にて受験準備中の者は、「⑩家族及び所得」欄に氏名・学校名等を記入し、家族数に含める場合は所得に関する証明書を添付してください。

⑫ 給与奨学金 欄

本人が令和7年度において日本学生支援機構（外国人留学生を含む）及びその他の奨学事業団体から給与奨学金（返済の義務がないもの）を受けていた者は、記入してください。貸与奨学金（返還の義務があるもの）のみを受けていた者は、記入する必要はありません。

なお、奨学金給与額については、1年間の受給額を記入してください。

⑭ 特別控除 欄

所得金額から控除しますので、生計を一緒にする者について別表（P15）により該当する項目を記入してください。

なお、特別控除の適用については、申請時現在の状態で次により取り扱ってください。

日本で1人暮らしをしている留学生の場合は、本人に障害又は疾病のある場合のみ記入してください。

- (1) 「障害者」の控除の対象は次のとおりとします。
- ア. 身体障害者福祉法第15条4項の規定により交付を受けた身体障害者手帳に身体障害がある人として記載されている者、又はこれに準ずる者
- イ. 精神上の障害により事理を弁識する能力を欠く常況にある者若しくは知的障害のある者として判定される者
- ウ. 常に就床を要し複雑な介護を要する者
- なお、障害者の更生医療費で下記（2）のア～キに該当する支出は、「長期療養者」の控除も受けることができます。
- (注) 障害者控除の対象者の認定基準は次のとおりとします。
- a アの準ずる者の範囲.....
- Ⅰ 身体障害者手帳の交付を申請中である者
- Ⅱ 身体障害者手帳を所持しない者でも、「身体障害者福祉法別表」の範囲の身体上の障害があることが明らかな者
- b 精神上の障害.....

精神上の障害により事理を弁識する能力を欠く常況にある者については医師等の証明ができる者。知的障害のある者については児童相談所、知的障害者の更生相談所、精神保健福祉センター若しくは精神保健指定医の判定により知的障害があ

ることが明らかな者

c 常に就床を要する者.....

I 介護されなければ、自分で排せつが出来ない程度以上の者で、**6か月以上**状況が継続している事実が明らかな者

II 要介護3以上の者

- (2) 「長期療養者」の控除は、日本国内で申請時現在で**6か月以上**にわたる長期療養中の者、又は療養を必要と認められる者が対象になります。申請時現在には療養期間が6か月に満たない場合であっても、医師等により6か月以上の療養が必要と認められたときには該当しますので、提出する診断書（写でも可）に療養開始時期と療養期間を明記してもらうようにしてください。また、控除額は申請時現在までの過去1年間（令和6年8月から令和7年7月までの間（領収日））に経常的に支出した金額です。所得に関する場合は控除対象期間が異なりますので注意してください。控除の対象となる費目は次のとおりです。

ア. 医師に対して支払った診療代又は治療代

イ. 病院、診療所へ入院するために支出した費用（入院患者の食費を除く。）

ウ. マッサージ師、はり師、きゅう師、柔道整復師などの治療を受けるために支出した費用

エ. 看護人に対して支払った費用（看護人に対する賄い費を含む。）

オ. 治療又は療養のため支出した医薬品代

カ. 病院、診療所へ通院するため支出した交通費（必要不可欠と認められるものに限る。）

キ. 介護保険法により「要介護認定・要支援認定」を受けた者がサービスを利用した場合の自己負担額

⑪ 申請の理由及び家庭事情 欄

- (1) 入学料免除・徴収猶予を申請するに至った事情を、具体的に申請者本人が記入してください。外国人留学生も日本語で記入してください。
- (2) 主たる家計支持者が無職・失職の場合は、その時期及び現在の生活費の出所を明らかにしてください。
- (3) 経常的な収入が皆無又は僅少の場合は、生活の方法を詳しく記入してください。

所得等に関する証明書類について

1. 所得について

該 当 事 項	証 明 書 類	発 行 所
申請者全員 (留学生及び独立生計者として認定を希望する者を除く。)	○ 生計を一緒にする者全員(申請者本人及び就学者は除く)の市区町村長発行による所得証明書・非課税証明書等 (注) 必ず所得の種類別の収入金額及び配偶者控除・扶養控除人員数が明記されたものを提出してください。明記されているものであれば、証明書の名称は問いません。	市区町村役場
留学生全員 独立生計者として認定を希望する者全員	○ 申請者本人(配偶者がある場合には配偶者の分も含む)の市区町村長発行による所得証明書・非課税証明書等 (注) 必ず所得の種類別の収入金額及び配偶者控除・扶養控除人員数が明記されたものを提出してください。明記されているものであれば、証明書の名称は問いません。 ※2025 年に来日の場合は、提出の必要がありません。 ○ 収支状況申告書(様式1)	市区町村役場

以下の証明書類は、前ページの証明書類のほかに、申請者本人又は家族数に含める者が該当するものすべてを提出してください。

給与所得者	給与所得の令和6年分の源泉徴収票(写) (様式2に添付)	勤務先
給与所得者で前年の中途又は今年新たに就職した者	①または②のいずれかを提出(令和6年の途中で就職した者は令和6年分の源泉徴収票(写)も併せて提出) ①給与明細書(写)(最近3か月分)(様式2に)添付 ②年収見込証明書(①が提出不可の場合。様式4)	
年金(国民・厚生・障害・遺族年金等)受給者 (労災保険による年金を含む)	①又は②のいずれかで1年間の受給額が証明できるものを提出 ①最新の年金振込通知書(写) ②最新の年金額改定通知書(写)	日本年金機構 市区町村役場 都道府県保険課 (労災:)労働基準監督署
商・工・農・林・水産業その他の事業所得者及び利子・配当・不動産・雑所得のある者等(利子所得者であるが申告を必要としない者は不要)	①又は②のいずれかを提出(様式2に添付) ①確定申告書第一表及び第二表(写) ②市区町村・県民税申告書(写) (注)裏面や第二面の(写)も必ず提出	税務署 市区町村役場 (令和7年3月17日申告期限のもの(写))
退職者 (退職予定者で令和7年9月30日までに退職、引き続き再雇用される者を含む)	①～③のうち、該当するものすべてを提出 ①退職(予定)証明書(写) ②年金見込証明書(写) ③退職金支給(見込・予定)証明書(写)	勤務先 (後日別途提出可 p.1の4)
失職者	最新の雇用保険受給資格者証(写) 受給日額、日数が記載されているもの	職業安定所
生活保護を受けている世帯	最新の生活保護受給証明書等(写) 保護受給額が記載されたもの	社会福祉事務所
臨時的な所得(令和6年10月から令和7年9月の間に支払いを受けた者)	臨時的な所得を証明できるものを提出	(後日別途提出可 p.1の4)
入学前1年以内に学資負担者が死亡した場合	死亡したことが確認できるものを提出 死亡診断書(写)等 遺族年金がある場合には、支払通知書等(写)を併せて提出すること。 死亡退職金・保険金は含みません。	医師 日本年金機構等
児童手当を受給している世帯	最新の児童手当決定通知書(写) 児童手当の受給額を証明できるもの ※別制度の児童扶養手当は含みません。	市区町村役場等
傷病手当金	支給期間、受給金額が記載されているものを提出(様式5に添付)	勤務先の全国健康保険協会

3. その他

該 当 事 項	証 明 書 類	発 行 所
就労可能な年齢（65歳程度まで）であるが、無職の者（自宅にて受験準備中の者を含む） （配偶者控除を受けている者及び障害・長期療養等により就労ができないと判断できる者は除く）	●無職証明書又は調査書 ●居住地の市区町村による制度上、民生委員の無職証明書又は調査書が発行されない場合には、当該者本人からの申立書（様式3、民生委員の無職証明書等が発行されないこと及び現在の状況について、必ず明記のこと。） ※家族数に算入しない方については、提出の必要はありません。	民生委員 当該者本人
兄弟姉妹等が高等学校以上に在学している者	●国立の高等学校以上の場合、「授業料免除実施状況証明書」（様式6） ●私立・公立の高等学校以上の場合、学生証（写）等在学を証明できるものを提出	当該在学学校
専修学校の一般課程に在学している生徒及び各種学校（予備校・職業訓練校・その他）等に在学している者	●学生証（写）等の在学を証明できるものを提出 ※この欄に該当する方については、就学者にはなりません。	当該在学学校
申請者本人が給与奨学金を受給している者	奨学金採用決定通知書（写）等受給金額を証明できるもの	当該財団等
独立生計者として認定を希望する者（留学生を除く）	・申請時に本人又は配偶者が日本学術振興会特別研究員又は博士後期課程相当に在籍する NIMS ジュニア研究員（それに準ずる研究員制度の研究員を含む。）である者。 採用決定通知書（写）を提出 ・上記以外 ①から④のすべてを提出 ①所得税法上父及び母等の扶養家族でないことが証明できるもの 父母等の所得証明書、父母等の前年分の源泉徴収票※または確定申告書等（写） ②国民健康保険に本人又は配偶者が世帯主として加入又は社会保険に本人又は配偶者が被保険者として加入していることがわかるもの（国民健康保険証、社会保険証等）（写） ③本人の住民票又は父母と別世帯であることがわかる書類（写） ④恒常的收入を示す書類	日本学術振興会等 市区町村役場 税務署